



第二編

110
195
27



414
A 4436
2

(第五十七附録二)

千八百七十四年八月十一日厦門ノ日本皇
帝陛下ノ領事館ニテ吳碩ヨリヘンテハ
ン氏ヘ贈ソタル書翰



米人チャレスダブウレゼンドルハ千八百
五十八年日本ト米國ノ條約書中第十條ノ文面
ニ照シ千八百七十二年十二月日本在苗米國公
使ノ手ヲ經日本政府ニ雇ハレ即今日本皇帝陛
下ノ特別使臣ト為リ支那ニ來ル者タルニ千八
百七十四年八月六日使臣ニ福州及ヒ上海ヘ

大正十一年四月
隈侯爵邸寄

赴カントスル途中厦門ニ到リ方ソ貴君ノ命
スル令ナリトテ罪状モ不明ナルヲ米國蒸氣
ンテツク号船ヨリ態々米國水兵ヲ上陸セシメ
威カヲ以テ同人ヲ貴君ノ裁判所へ召執リ又其
翌日モ同人ノ不得心ナルヲ強テ更ニ貴君ノ裁
判所へ召出サレ又即今ハ貴君ノ為ニ強テ此港
ニ抑留セラレ因テ同人ヲシテ日本皇帝陛下ヨ
委任セラレタル職令ヲ盡ス能ハサラシメ又
同人事今厦門ニテ不法ノ處置ニ遇ヒ抑留セラ
ルレモモカヲ以テ強テ右ノ如クセラレハ工ハ

之ニ抵抗スヘキ様ナク曲ケテ屈居スルノ旨ヲ
同人ヨリ既ニ貴君へ告ケ又前條ノ處置ニ服ク
抗論スルノ事ヲ聽キ及ヘリ

是故ニ日本皇帝陛下ノ厦門在苗領事兵頭茲ニ
書ヲ寄セテ表向正ク日本皇帝陛下ノ特別使臣
ニ對シ前條ニ述フル處置ノ^{不法ノ處置ヲ}責メ其處置ヲ以テ
國權ニ犯觸シ文明國ニテ使臣ニ許ス所ノ持例
自由ニ反スル者ト為シ御裁合ニ及フテ某ノ職
掌ナリ

(第五十七附録二)

千八百七十四年八月十日厦門米國領事館

ニ於テヘンゲルツンヨリ英碩ニ贈リタ

ル書

昨日寄セラル、所ノ貴翰拜受セリ然レハ米人

テヤールレス、ダブリウレゼンドル氏ヲ執押ヘタ

ル某ノ處置ニ就キ御責問コレアリ同人儀ハ日

本皇帝陛下ノ特別使臣トシテ支那ニ遣ハナレ

タル旨領承マシ

某ハ確然タル官報ヲ受ケ又ハ當港ノ日本領事

館ノ應諾ヲ得サレトモ本月六日レゼンドル氏

ハ米國ノ法令ヲ犯シ米國ト支那トノ條約ニ觸

ル、所アリテ支那政府ニ敵對シ出兵ノ事ヲ勸

メ、助勢挑撥スルノ科ニヨリ某之ヲ米國領事館

ニ執押ヘタル儀ニシテ北京ノ米國公使館ヨリ

ノ命ニテ斯ク執押ヘタル旨同人へ申聞ケタル

事ト御承知ナサルヘシ

又且ツ日本ト米國ノ條約中ニ米人ニハ日本ニ

於テ官ヲ受ケ職ヲ奉スルヲ許ストイフ款條

アルヲ知ラス是レ其本國ノ志人ヲ導奉スヘキ

當然ノ義ト並行ハレ難ク、事ハリ米人タル間ハ
縱令日本ニ在ルモ支那ニ在ルモ本國ノ法律ニ
從フヘキナリ

貴君ノ憑據セラル、米國條約書ノ第十條ハ縱
令合法ノ主意タルニシテモ日本政府ニテ米人
ヲ雇ヒ各國交際ノ事ニ用フルヲ許ス者ニ非ス
又條約面ニ憑テ之ヲ雇使スルニシテ其ノ
米國ノ法令ヲ守ルヘキ筈ナリ
然レテカテ貴翰ヲ公使館ヘ廻シ其評決指令ヲ
待テ更ニ御掛合申ヘキナリ

ゼ、ゼ、ヘンデルソン

(第五十七附録三)

千八百七十四年八月三十一日北京ノ米臣

公使館ニ於テウヰルムス氏ヨリヘン
デルソン氏ヘ贈リタル畧

本月十日ト十三日ノ貴書ニ通(第十、十一)落手セ
リテヤールス、ダブリウ、レゼンドル抑留ノ儀ト
其儀ニ就キ厦門ノ日本領事吳碩ヨリ貴問ノ畧
寫ト右ヘノ貴答トナリ
吳碩ヘノ貴答中ニ貴君御處置ノ次第御明辨ア

リ吳碩ノ書中申越セハ千八百七十二年十二月
レゼンドルノ日本ニ雇ハレ此度日本政府ニテ
支那ヘノ特別使臣ニ命シタル云々ハ貴君レゼ
ンドルヲ乳彈スルノ際ニ更ニ差響ク儀無之セ
テラルレゼンドルハ今ニ尚米人ニシテ貴君若
シ彼ヲ以テ米國ノ法令ヲ犯シ又支那条約ニ触
ル、所アリト信スル理アラハ彼ヲ乳彈スルノ
同決シテ日本ノ權ニ遠慮スルニ及ハス彼ヲ抑
留スルノ方畧ハ臨機適應ニ施行セラルヘキ儀
ナリ

問

日本ノ米國トノ条約第十條ハ專ラ海陸軍ノ職
務ニ米人ヲ雇使スル事ヲ載ス貴君ノ答答ニ記
セラレタル如ク各國交際ノ事ニ雇使スル儀ニ
非ス然レトモ米國ノ支那ト和親ナル間ハ支那
ニ在ル米人ハ縱令其海軍ノ職ニテモ陸軍ノ職
ニ在ルニシテモ之ヲシテ支那政府ニ對シテノ
出兵ヲ助勢挑撥セシムヘカラス且ツ其兩職共
全辭ノ主意ニ於テ判然異ナル所アリテ其文職
タル者ニ對シ手ヲ下スニハ兵事ニ関ル者ニ對
スルヨリ一層ノ用心ヲ示シ跡ヲ要ス

執押へタル後條後條約百ニ背キノルノ証拠ナ
ク押留シテ置ク程ノ事ナケレハ之ヲ放ツヘシ
然レトモ之ヲ亂彈シタルトテ日本ノ領事ヨリ
其処置ヲ詰問スヘキ權ハアラサルナリ其故ハ
ゼ子ラールレゼンドルハ日本領事ノ裁判ヲ受
クヘキ身分ニ非ス日本ノ法律ヲ以テ問然スヘ
カラサル筈ナリ

貫君ノ處置ニ於テハ吳碩氏ノ中ニ申ス如ク國
權ニ觸レ文明國ニテ國使ニ許ス特別自由ニ反
スル類ノ虞ナキハ斷然コレヲ保ツ此事ハ固ヨ

リ珍事ナレトモ日本政府モ必ス米人ヲ雇使
スルトモ其人ノ本國ノ法律ヲ守ルトイフ大義
ノ減スヘカラサル事ヲ悟ルヘキナリ日本政府
ニテ支那ニ對シ敵對ノ出兵ナキノ時海軍又
陸軍ノ職務ニ雇フタリトテモ其米人ヲシテ日
本國旗ノ下ニ屬シ實戰ヲ為サシムルノ權ナク
又雇ハレタル米人モ以前ノ約定ナリトノ口實
ニテ日本政府ノ為ニ用ヲ為スヘキ權ハナキ筈
支那國境ニ入ルトキハ支那ト親穆ヲ失ハサル
為ニ各其職務ヲ辞スヘキナリ

エムウエルス、ワイルムス

(第三十)

第百五十五

千八百七十四年六月一日厦門ノ米國領事

館ニ於テヘンデルソン氏ヨリダブイス

氏ニ贈リタル書(七月廿日受取ル)

謹啓米國蒸氣モノケシイ号船ノ主將エカウフ

ノ懇情ニテ前週某自ラ日本勢ノ宿陣セルトル

モサノ琅璫灣ヘ到レリ(第二十八余ノ昏ヲ見ヨ)

余輩去月廿七日夕厦門ヲ出立シ翌日夕陽タカ

川道着シ此处ニ一夜泊セント思ヒシナレト

モ天氣甚タ荒模様ニテ上陸致シ兼子三時間許

下碇シタル後南西ノ暴風ニ向テ岸ニ沿ヒ進下

シ翌朝拂曉ニ琅璫灣ニ到リ下碇セリ此灣ハ海

岸ノ少ク湾曲シタル處ナレハ南西ノ暴風ヲ避

クヘキ護屏絶ヘテナク日テ大海ノ怒濤直ニ来

テ日本陣營ノ前ナル濱岸ヲ衝キ之ヲカ為ニ余輩

終ニ之ト音信ヲ通スルヲ能ハサリケリ此ニ止

マルテ数時ニシテ風勢弥烈ク港内ノ諸船皆破

ヲ上ケ掛ケタリ船將カウツ此ニ止マルヲ不安

ナリト為シ又数日間上陸スル能ハサルト考
シ故出洋シテ厦門ヲ指シ三十日ノ夕ニ歸着セ
リ

迷シ琅璫滞泊中ニ英ノゴンボート、ハル子ツト
号船ト音信ヲ通シ其役人及々他ノ信扱スヘキ
者ヨリ左ノ件ヲ聞知セリ

日本ノ陸兵今ハ其数三千許アリ日本ノコルフ
エツト、ナシン号船運送サフテスビユリイ号船
湾中ニ碇泊シゴンボート、ウーシン号船ノ外六
艘モ此ニ在リタレトモ出帆シタリ此船々ハ大

抵皆衆人アリ指揮ヲ司トル

二十三日ニ日本人小勢ニテ土人ト戦争アリ土
蕃十六人死シ日本人ハ六人死シ三十人傷ケリ

ト云フ

日本人ハ琅璫ニテ支那人ヨリ親切ナル協カノ
得

去月二十三日支那ノコルフエツト、ヤンブウ号

船トゴンボート、ヒウシン号船琅璫ニ来セリ

米人ノ日本人ニ加リテ事ヲ為スト云フハ官途
ノ報知ヲ得スト虽モ米國海軍ノリユウテナン

ト、コムマンドルドウグラスカッセルト分ニ三
四人出兵中ニ加レルトハ余親ク之ヲ知ル
当港ノ支那道台ヨリ去月三十日受取リタル書
翰並ニ其訳文ノ寫ヲ封入進呈ス而シテ事ニ加
ル米人探索ノ處置ニ就キ謹テ指揮ヲ請フ
彼土蕃ヲ今ニ至ルマテ孤立不羈ノ者ト為シテ
処置シタルハ独外國政府ニテ然ルノミナラフ
支那人亦自ラ然セシ事ハ疑ナク土蕃ノ住ム部
ヲ支那領トハ称セス又土蕃ノ所行ニ就テハ其
責ニ任スルトナカリシナリ(千八百六十八年二

月七日附ニテ領事レゼンドルハ福州ノ貿易会
所ヨリ贈リタル書二十日同氏受取リタル第下
三ノ書ヲ見ヨ

此度ノ事ニテ後來其責ニ任スヘキ者ノ確定
ルハ望マシキ事ナリ
日本人ハ支那人ノ居ル地ヨリ上陸シケルガ是
全ク北京政府ノ許言アリト称シテナリ
支那ト日本ノ間弥事情切迫シ夫マテ別ニ高
配ヲ得サルトキハホルモサニ在ル米人ニ命ヲ
下シ嚴重ニ局外中立ノ法ヲ守ラシメト思フ

ビゼンヘンデルソン

(第三十一)

第百五十六

千八百七十四年六月三日厦門ノ米國領事

館ニ於テヘンデルソン氏ヨリダブイス

氏ニ贈ル昼(七月二十日受取ル)

日本ノホルモサ出兵ノ儀ニ付キ第三十号ノ書

拜呈致シタル從支那ノ此地ノ海軍將官及ヒ道

台ト其儀ニ付キ殊ニ或ル有名ノ米人事ニ關係

シテ居ルト云フ談話ニ及ヒタリシニ道台ノ云ヒケ

ルニバ米人ノ日本人ニ加ハリテ然モ主トナリ

テ居ルハ判然人ノ普ク知ル所ナリト思フトラ

元來日本ノ出兵ハ米人ノ之カ為ニ謀リテ事ヲ

處スル者アルイ往々新聞紙ニ載セテコレアル

旨ヲ語レリ彼等ハ米國ヲ以テ支那ノ最旧キ信

友ナリト為シ其信義ヲ表スル為ニ我米國政府

ノ直ニ米國人ヲ制シテ事ニ加ハラサラシメシ

トヲ望ムト海軍將官ハ別段余ニ頼ミテ為シテ

云ヒケルニ余カカヲ盡シテ支那ノ為ニ正名面

目ヲ失ハサル様事ノ穩ナル治メ方ヲ為シテ世人

ヒタシト

抑即今支那ニ各國交際ノ權利ト義務ヲ教ヘン
ト欲スル諸大國ノ中ニテ第一番ニ列スル政府
ノ國人タル者カ支那ニ對シテノ出兵ニ加ハル
外國人モ他ニハコレナキニ獨之ニ加ハルトハ
外見ノ上ノミニテモ其不都合少クナリト為ス
ヘカラス況ンヤ其事ニ關係スル者多クハ極進
項マテ我米國ノ文武官職相應ノ地位ニ在リ殊
ニ一人ハ現在米國海軍ノリウテナント、コムマ
ンドルナルニ於ケルヲヤ

定ニ於テ余漸然道台將官ニ告ケテ曰ク抑他國
ニ事アルトキ其事我米國ニ關係ナキトキハ公
平ニ局外中立ノ規則ヲ守リ偏頗ノ事ヲ為サ、
ルハ常ニ米國ノ自負スル所ナリ因テ支那ニ在
ル米國ノ役人ハ勿論國人ノ中ニ不法ノ所業ア
ルヲ聞カハ必ス之ヲ探討シテ其罪ヲ正スヘシ
然レトモ米人ノ其事ニ加ハリテ居ルト云フ事
ハ只傍觀者ノ浮評ノミニシテ余未タ其確報ヲ
聞カス故ニ余自ラホルモサニ至リ事ノ実否ヲ
親視セント欲セシニ折悪ク天氣風烈ニ陸ス

能ハス已ムイラ得ス此地一引返セリ
日前ニ道台ヨリノ此儀ニ付キ贈ラレタル書ヲ
得シマテハ支那ニテ彼土蕃ノ住スル地ヲ以テ
全ク版圖中ノ者ト称スル事モ現今在職ノ高宮
ヨリ右ノ沙汰アリタル事モ一向知ラサリシ又
其他日本人ハ北京政府ノ諾言ヲ承ケテホルモ
サヘ出掛ケタリト諸新聞紙ニ記スルヲ見ルノ
ミト云ヒシニ道台將官共ニ北京政府ノ諾言ヲ
承ケタリト云フハ虚説ナリト北京ヨリノ命ノ
リタリト云ヘリ

四五日前マテ余ノ聞ク所更ニ確説ノ信據スヘ
キ者ナク余カ曾テホルマサ及ヒ其土蕃ノ史書
中ニテ知ル所ヨリ推シテ考フルニ支那ハ日本
人ヲシテホルモサニ行キ土蕃ニ罪ヲ問フヲ
許セシ者ニシテ土蕃之カ為ニ罪セラレタルハ
支那ニテハ之ヲ喜フナラント思ヒシニ昨日道
台將官ノ談話ヲ聞テ後今朝米人ノ今般ノ事ニ
加ハリタル者ヲ處置スヘキ方法ニ就キ教示ヲ
請ヒ度其公使館ヘ電報ヲ通スル事ニ決心致セ

ゼ、マヘンデルソン

(第三十二)

第百五十七

千八百七十四年六月六日厦門ノ米國領事

館ニ於テヘンデルソン氏ヨリダブイス氏

ヘ贈リタル書

拜啓米國水師 コムマンドル、エ、カウヅト 余トノ

日本人 ホルモサ 征討ト米人ノ之ニ加ハレル一

條ニ付キ往復シタル書ノ寫ヲ封入シ又此地ニ

テ米國水軍ト協議シ余ノ揭示シタル布告書ノ

寫ヲモ封入シ貴覽ニ供ス此布告ヲ出セシ主意

ハ今般ノ珍事ニ際シ本國政府ノ嘉賞ヲ受ケテ上

ツ米人ノ此企ニ加ハラントスル者ノ氣ヲ挫カ

ンテヲ欲シテナリ

ゼ、マヘンデルソン

(第二十)

(第三十二附録一)

千八百七十四年六月一日厦門及々其管下

ヲ支配スル米國領事館ニ於テヘンデル

ソン氏ヨリ コムマ、ドール、カウゾ 氏ヘ送

リタル書

拜啓当地ノ支那役人ヨリ公書ヲ受ケタリ其文
ニ云フホルモサ島ハ支那帝國版圖ノ一部ニシ
テ今琅瑯ニ滯留スル日本ノ兵ハ國法ヲ犯シ各
約ニ背キテ此島ニ侵入シタルナリト
且ツ米人ノ此舉ニ加ハラサル様余ニ其取計ヲ
頼ミ又日本人ニハ直ニ島内ヲ退去スヘシト掛
合ニ及ヘリト云フ余惟フニ米人ノ此事ニ加ハ
リテ居ルハ疑ヒナシ若シ然ルトキハ是米國
法律ト支那ト我條約ノ義務ヲ破ル者ナリ米國

領事ハ即チ國人ヲシテ其國法ト條約ノ義務ヲ
守ラシムルヲ以テ職ト為スナレハ謹ミテ請フ
足下ノ余ニカヲ協セ余ヲ助ケテ米人ノ此事ニ
加ハル者ヲ制止セシメンテ
右頼談致ス所足下ノ職掌ニ付キ同意セラレハ
ナラハ断然其処置ニ決セント欲スルナリ
セゼ、ヘンデルソン

(第三十二附録二)

千八百七十四年六月五日支那ノ厦門ニテ

米國蒸氣モノケシキ船コロンブス

カウヅヨリヘンデールン氏へ贈ル書

本月四日附ニテ米人ヲシテ現今ホルモサニ在
ル日本軍中ヲ退去セシムル處置ニ付キ以下
協カスヘキ旨ノ貴書拜授セリ

右ニ就キ亞細亞地方配出ノ米國海軍總督へ事
ノ由ヲ電報セリ其返答ヲ得ハ直ニ御知ラセ申
スヘシ

米國水師コムンドル、エ、カウヅ

〔第三十二附録三〕

千八百七十四年六月六日厦門及々其管下

ヲ支配スル米國領事館ヨリノ布告

福建ノ支那役人ヨリ日本兵ホルモサ島ニ侵入
シタル旨通達コレアリテ右島ハ支那帝國ノ版
図内ナリ米人ノ其舉ニ加ハラサル様制止コレ
アリ度旨ヲ申越シタリ且ツ支那役人ヨリ日本
勢へ直ニ退去スヘキ掛合ニ及ヒタリト
支那ニ在ル米人ハ其本國ノ保護ヲ受ケ其裁判
法律ニ隨フヘキ者ナリ

サレハ余領事トシテ米國ニ為ニスルト米國ノ
法律並ニ支那トノ條約義ヲ依リホルモサ島ニ布

行スルノ任ナレハ茲ニ布ハス汝等米人タル者
皆連ニホルモサヲ退去シ向後支那政府ニ對シ
不和ノ舉動ニ關係スルヲ勿レ又本國ノ法律迄
ニ條約義務ニ犯触スル所行ヲ為ス勿レ
米國人ニシテ此令ニ從フヲ肯セス違背スル
ニ於テハ米國政府ノ保護ヲ恃ム能ハサルヘシ
米國領事ゼゼヘンデルソン

〔第七百六十四〕

第百五十八

千八百七十四年六月十六日上海ノ米國領

事館ニ於テシワード氏ヨリダフイス氏

ニ贈リタル書(七月十八日受取ル)

本月八日御報知申シタル電信ハカツセル氏ノ
日本人ニ雇ハレテ居ル確報ヲ得タルニ付キ直
ニ御報知ニ及ヒシナリウキルレムス氏ハビ
ガム氏ノ時分ヨリ此般ノ事件ニ深ク關係致シ
居リ其所行ヲ見レハカツセルヲシテ日本兵中
ヨリ退カシメント云フ余ノ説ノ当然ナルヲ知
ルヘキノミロ下ヲシテドクトルウイレルムス
ノ所見如何ヲ精細ニ知ラニメンカ為ニ同人ノ

書翰六月五日附ト八日附ト通ノ寫ヲ呈贈ス甲
ハヘンデルソン氏へ贈リ乙ハ余へ贈レル者ナ
リ

余ドクトル、ウヰルレムスノ昏ノ要旨ヲ救キ、
ンデルソン氏へ電報ヲ以テ通達シタリ

本月八日電報ヲ以テ申シ置キタルニ未タ其御
答ヲ得スカツセル氏ヲシテ退去セシムヘキ御
答来ラハ同氏ノ去々ハお濟ミ支那人モ大悦ス
ヘシ若シ其御答来ラスハドクトル、ウヰルレム
スノ申越ス所恐ラクハ大要悉ク成就スヘシ

近頃ホルモサヨリノ新聞絶ヘテコレナシ此以
前申送リタル以來ノ最重要ナル事件ハ封入致
ス所ノ福州ノ支那辨理官ヨリ日本兵ノ大將ニ
贈リタル昏ノ訳文中ニ詳悉セリ

ジョージ、エフ、シワード

(第七百六十四附録)

千八百七十四年六月五日北京ノ米國公使

館ニ於テウヰルレムス氏ヨリヘレテ
ソン氏ニ贈リタル書

ドウグラス、カツセルト、ジ
イムス、アール、ウヰツ

ソシノニ米人ハ我本國海軍ノ職務ニ從事ス
ル者ト聞キシガ今俄日本要府ヨリ曾テ日本國
旗ヲ帶ヒタル船ノ乗組人ノホルモサ島中上陸
ノ為ニ不法ノ処置ヲ受ケタルニ就キ其罪ヲ問
ハントテ出シタル軍兵ニ加ハリ居ル由又右ノ
如ク公然尙罪ト称シテホルモサニ上陸スルノ
助手トシテ彼兩人共日本ヲ出帆シタル由造
之ヲ聞ケリ

余ノ鑑定スル所ニテハ日本政府ニテ豫メ彼土
蕃ヲ罪スル為ニホルモサ島ノ何処ト支那人ノ

確然版圖内ナリト称シ各國ニテモ支那領ナリ
ト許シ居ル地方ニ上陸スル旨ヲ支那要府ニ掛
合ヒテ許可ヲ得タルニハ非サルヘシ
余今又聞ク日本出兵中ノ一部水食補充ノ為ニ
厦門ニ船ヲ寄セ暫時滞留シテホルモサノ南端
ニ向ヒテ出帆シ土蕃之ヲ拒ム者モナケレハ直
ニ上陸シ其上曾テ難船シタル日本人ニ對シ不
法ヲ行ヒタル部ニ非サル地方ニ在ル不韙ノ事
蕃ニ向ヒ種々不法ノ處置ニ及ヘリト云フ
余ノ聞ク所不精ナリト為シモ元來支那帝ノ領

地へ日本人ノ此舉ニ及ビタルハ支那要府ノ許
可セ^ル所ナレハ米國ノ人決シテ其舉ヲ助ケ
キニ非ス之ヲ助クルハ當國要府ト我本國要府
ノ際ノ和親ヲ破ル者ナリ假令彼兩人ハ日本人
ノ為ニ雇ハレテ其武職ニ在ルニモセヨ此ノ如
キ不法ノ出兵ト称スヘキ舉ニ加ハルヲ許スヘ
カラス

余ノ聞ク所ヲ以テスレハ右ノ次第ナルカ故願
クハ足下勉メテ速ニカツセルウツソン兩氏ニ
諭スルニ其為ス所ノ事ハ米國ト支那ノ間ノ和

親ヲ破ルニ當ルヲ以テ直ニ之ヲ止メ其兵中ヲ
辞シ去レ否サレハ執ヘテ其所業ヲ吟味スヘシ
ト云フヲ以テスヘシ彼等決テ本國政府或ハ其役人許可
ヲ得テ支那ニ敵對ノ舉ヲ助クルトハ言ハサル
ヘケレトモ此出兵ハ支那ニ對スルニ非ス蓋シ
支那ノ政令ハホルモサ全島ニ及ハス土蕃ハ常
ニ支那ノ管轄ヲ受ケサル者ニシテ日本人ノ上
陸セント欲スル所ハ此土蕃ノ地内ニ在ル
ト對フヘシ然レトモ日本政府ハ判然タル理
為ニ出兵ノ令ヲ停メタルニ實ナレハ右ノ說ハ

今日辨解ノ用ニ立タルハシ

支那ニテ沈葆楨ニ命シテ辨理官ト為シホルモ

州ニ赴キ事ヲ議セシムルハ上策ナリト思フ

人必ス万事ヲ都合スルナラン是下宜ノ此事ヲ

カツセルウツソン西氏其外日本出兵ノ事ニ對

係シテ居ル米人ノ是下ノ配下ニ在ル者ニ諭告

アラントヲ欲ス

エス、ウエルス、ウヰルムス

第七百六十四附録三

千八百七十四年六月八日北京米國公使館

ニテウヰルムス氏ヨリシワード氏ニ

贈リタル書

去月三十日ノ貴翰第三百六十六號並ニ封入ス

ル所日本ホルモサ出兵一條ニ就キテノ公使ビ

ンガムヨリノ書状及ヒ是下ヨリ南方ノ領事等

ヘノ廻章ノ寫落手致セリ

余モ亦是下ノ得タルト同シ日附ノ書状ヲビ

ガム氏ヨリ受ケタリ其書ハ外務省ニ告テ

氣ニウヨルク号船ヲ抑留シ日本政府ニ迫リテ

出兵中ニ加ハレル米人ヲ免セシメントセシ處

置ヲ迷フ此全局ノ事 就キ彼レノ聞キ得タル
所ハ稍誤リアリテ彼等ハニウヨーク船ヲ以テ
軍艦ナリト為シレセンドルカツセルウツソン
ノ三氏ヲ以テ日本兵ノ將帥ナリト為セリ
厦門ノヘンデルソンへ贈リタル昏ヲ封入呈寄
ス之ヲ見ハカツセルウツソンニ氏ノ加ハレル
挙ハ其公然助力スヘキ挙ニ非サルノ証シ足下
ノ廻章ニカヲ添ユルヲアラン余惟フニ此昏ノ
厦門ニ達スル前既ニ彼等ハ厦門ヲ去リタルナ
ラン

支那政府ハ米國役人ノ義務ノ義務ヲ守リ手ヲ
尽シテ米人ノ日本人ヲ助ケテホルモサニ攻入
ルヲ制止セント決シタルヲ熟知スヘケレトモ
米國ノ役人等ノ為ス所甚タ遅クシテ其甲斐ナ
カリシナリ元來諸港ノ役人早ク日本出兵ノ可
否ヲ知ルナレハ事ヲ處スル大ニ其甲斐アリタ
ルナラン
余惟フニ其役人等皆精確ノ報知ヲ得サレヨリ
シテ何事モ遅クセシナリ是ニ於テ京都ト南方
諸州ノ間ニ電信線ヲ設ケメントスル理ヲ得

タリ電信線アレハ此度ノ如キ事ハ互ニ速ニ報
知スルヲ得シ此度ノ如ク電信機ナキカ為ニ危
懼ノ地位ニモ至リタルヲ彼等ノ悟ルニ業シ之
ヲ設置スルヲ獎ムルハ極メテ妙説ナラン
エス、ウエルス、ウヰルムス

(第七百六十六)

第百五十九

千八百七十四年六月二十三日上海ノ米

國總領館ニテシワード氏ヨリダブリス

氏へ贈リタル畚

ヘンデルソン氏ヨリノ書第三十二号ニ就キ拜
啟致スナリ同氏ノ布告ハ余ヲ以テ之ヲ見ルニ
日本出兵ニ加ハル米人更置ノ一條ト臨機ニ
用ケタル法トニ於テ余輩ノ職掌ヲ尽シ誤リタ
ルカ如シ故ニ同氏へ一畚ヲ贈レリ其寫ヲ封入
拜呈ス尊覽ヲ請フ
封入スル所ノ電報ハ述頃ヘンデルソン氏ト余
トノ間ニ往復シタル者ナリヘンデルソン氏
音信中ニ述フル請求ハ同氏ノミニ對シテ為
サル、事トハ思ハレ又同氏ノ中間ニ立ツカ

為ニ何ソ好キ事ノ出来ヘキトモ思ハレサルナ
リ

ジョージ、エス、シワード

(第百五十七)

(第七百六十六附録一)

千八百七十四年六月十七日上海ノ米國

總領事館ニ於テシワード氏ヨリヘシ

ルソソ氏ヘ贈リタル書(八月五日受

取ル)

華盛頓府ニ送致スヘキ貴翰第三十二号トコム

マンデル、ウ、ト貴君ノ往復書寫及ク六月六

日ノ貴君ヨリ布告スル文ノ寫落手致セリ

余惟フニ足下ノ布告ノ結句ハ更ニカナシトス

抑支那受府ハ全ク我國人ヲ裁判スルノ權無ク

罰金ヲ命シテ罪スル事サヘモ為ス能ハサル條

約ナリヤレハ米人ヲ處置スルハ何處マテモ我

輩ノ任務ナリ此議ニ就テハ千八百五十三年十

一月二十五日マルシヤル氏ヨリマルシヤル氏ヘ

贈リタル書千八百五十三年十一月一日同氏ノ

カンミンハムニ贈リタル書千八百五十五年九

月十九日キユシン氏
リマルシイ氏へ贈リタ
ル書千八百六十二年五月二十二日
フイゾ、ロイ、
ケレイ、ジエ
ームス、ステヘン
ニ氏ノ説ヲ照見ス
ヘシ

今度ノ出兵ニ就キ日本人ニ雇ハレタル米人ノ
犯セル法ノ個條ニ至テハ千八百十八年四月三
十日ノ令ヲ照見スヘシ

總テ實際上ニハ米國ノ裁判律法ノ權支那全國
到ル處ニ達シ余惟フニ其令ハ米國版図内ニ於
ケル如ク嚴ニ支那國中ニ行フヲ得ル者トス

此議ニ就テ陳述マル所ハ固ヨリ只忠告ノ意ニ
出ツルノミニシテ必ス公使館ノ見聞ヲ經サル
ヘカラス

ジョージ、エス、シワード

(第七百六十六附録二)

シワード氏ヨリヘンデルソン氏へ電報

總督へ懇切ノ意ヲ以テ答フヘシ然シ格外ノ權
ヲ取ラサル様ニ之ヲ慎ムヘシ

千八百七十四年六月二十日

上海
シワード

厦門ヘンデルソン

(第七百六十六附録三)

千八百七十四年六月二十日午前十時十分

ヘンデルソン氏ヨリシワード氏ヘノ(電)

報第三百十七号)

總督五十八年ノ條約第一款ヲ引キ余ニ辨理官

ヲ助ケテ日本トノ難ヲ無事ニ治メ吳ヨト云ヘ

リシヲ受クヘキカ否

ヘンデルソン

(第三十六)

第百六十一

千八百七十四年六月二十三日厦門ノ米國

領事館ニ於テヘンデルソン氏ヨリダテ

イス氏ヘ贈リタル書(八月十六日受取ル

本月十九日支那ノ海軍將官李ト福州ノ道台チ

ヤイント來訪シ乙ハホルモサ一茶ノ事ヲ記シ

タル總督ヨリノ書ヲ余ニ致シタリ其要略ハ列

紙ニ寫シ封入セリ

前西人ノ來リシ主意ハ日本ノホルモサ出兵

加ハリタル米人ニ辞去スヘキ旨ヲ余ノ命シ
ルニ就キ支那政府へ對シ余ノ懇薦ナルヲ謝
セン為ナリト云々次ニ此後ハ其者等ヲ處ス
ト如何ヲ見殊ニ余ニホルモサニ到リ彼等ヲ助
ケテ日本ノ大將ト和談ヲ為シテ吳ル、ヤ否ヲ
問フ為ナリトテ此議ニ就キ千八百五十八年ノ
條約第一款ヲ引キテ類談セリ彼等ノ意ヲ察ス
ルニレゼンドル氏ガ米人ニテ今度ノ出兵ヲ企
テ之ヲ處分スルニ就キ日本人ヲ退去セシムル
助力ヲ為スヲ以テ余ノ當務ナリト為スガ如シ

故ニ余之ニ對フルニレゼンドル氏其他ノ米人
今度ノ一事ニ關係シタルハ日本政府ノ權ニ回
テノ事ニシテ米國ノ為ス所ニ非ストイフヲ以
テセシニ道台ハ深ク余ノ言ヲ信スルカ如キ貌
ニテ支那ト日本ノ論ヲ孰レカ是孰レカ非ナル
余ノ說ヲ聽カント云々シニ就キ余之ニ對ヘテ
此事ニ就キ說ヲ述フルハ宜シカラス然レトモ
北京ノ米國公使館ヨリ指圖ヲ受ケタレバ余ハ
一體ノ米人ニ諭シテ日本兵隊中ヲ退去セシメ
ントスル處ナリ若シ命ヲ聽カサレハ局外中

ノ法ヲ犯ス廉ヲ以テ執ヘテ其罪ヲ正サント
好便宜アルハ彼地ノ者ヘ右ノ命ヲ傳ヘント
スルナリト(支那海軍將官之カ為ニゴシボ
ヲ仕立テント約シケル故船ノ用意出来次第右
ノ布令ヲ傳フル為ニ一使ヲホルモサニ遣ハサ
ントス)

此事件ニ付キ我カ為シタル事ハ我カ職掌外ノ
餘事トナサス依テ之ニ付キ報謝ヲ受クベキ理
ナシ日本ノ將軍ヲ見シガタメニ彼等ト同行ノ
事是レ彼等ヨリ我ヘノ世事トメ斯ル大切ナル

用ヲ勤メヨト精査サレタルナレハ彼等共ニ總
督ニ謝シタリ然レモ我レ思フニ其用ヲ勤ムル
事ハ我カ現在ノ官職ト矛盾ス依テ我カ政府ヨ
リ明カニ命ノ下ラサル以上ハ決シテ其用ヲ勤
ムベカラズト思ヘリ又支那日本ノ間ニ和議ヲ
保ツハ各國ノ利益ナリト我レハ慥カニ思ヒタ
リ
其時我レハ右ノ請求ヲハ格別大切ノ事ト為
ズ然ルニ其後二日ヲ過テ又復之ヲ懇求シ此座
ハ軍艦一艘ヲ我レニ任カシ且ツ安慰ト便利

得セシメント申越シタリ是ニ於テ其趣ヲ
ドニ電報シテ指令ヲ請ヒシニ丁寧ニ總督ニ
返答スベシ但シ特權ヲ執ルベカラズトノ指令
ヲ差越シタリ

我レ思フニ(更ニ強キ故障ナキモ)第一彼等ノ請
求ニ從ヒタリ氏一事ヲモ為シ得ベカラス是故
ニ我レハ真ノ局外者タルノ処置ト指令ヲ事
為スベカラサル筈ナリトセリ

今日ハ支那ノ漁船ヲ以テ使者ヲ遣リ日本ノ陣
營ニ懸カシメカノセル氏ワツソン氏其他遠征

ニ預タル米人ニ退去スベキノ達旨ヲ通達シ若
シ之ニ從ハズンハ局外者ノ法ヲ犯スノ故ヲ以
テ拘留シテ吟味スベシト云ハシメタリ

且ツ又前書ノ諸氏へ谷通ニテ同趣意ノ手紙ヲ
綴込テ送リタリ

我レノ得タル尤モ確實ナル報告ニ由テ考フル
ニヒセンドル氏ハ是迄台湾ニ在リシヲナク今
モ此処ニ在ラス乃チ日本ニ在テ其事務ノ指揮
ヲ為セリ支那役人ノ同氏ヲ誅榜スルハ他人
對スルヨリモ殊ニ甚シクシテ其願ヲ所ハ似令

相談人トメナリ其事務ニ携帶スルヲ止
トスルニ在リ

日本人ハ台湾ニ留コリテ蕃地ヲ領スルノ意アリ
ルヲ公然ト相唱ヘ且ツ報告シテ曰ク其住人過
半ハコレヲ承知シテ降参シタリ但シ台湾島中
支那ニ属スル部分ハコレニ手出シスルヲ願ハ
ズト云ヘリ然レモ我カ意ニハ一旦支那ヨリ或
ヲ宣フトキハ日本人或ハ全島ヲ取り夫ノ条約
済ノ港ヲモ併スベシト思ヘリ謹言

とせ、ヘンデルソン

